

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

平成 28 年 4 月 1 日
J A め む ろ

J A め む ろ は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定したので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 一般事業主行動計画の計画期間

- ・平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画内容

- (1) 育児休業の取得しやすい環境づくりと、出産・育児等に関する制度の周知・情報提供をはかる。

【対策】

育児休業等の規定に関する事項を分かりやすく職員に説明し、浸透および取得を目指す。

- (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）に配慮し、各休暇等の取得促進のための措置を検討する。

【対策】

年次有給休暇等の取得状況を把握すると共に、各種休暇の制度内容の周知と取得勧奨など取得率向上に向けた取組みを行う。